

# I 一般会計および特別会計の状況

## 1 平成23年度決算の概要

### 一般会計決算の概要

#### ○決算規模

平成23年度は、新たに策定した「滋賀県行財政改革方針」の計画初年度として、収支改善に向けた取り組みを着実に進める一方、依然厳しい経済・雇用情勢に対応するため、国の経済対策関連の基金等を活用し、引き続き、経済・雇用対策や医療、子育て支援等の施策の推進を図りました。決算規模は、経済対策関連の国庫支出金や、基金への積立金が減少したこと等により、歳入・歳出とも2年連続の減少となりました。

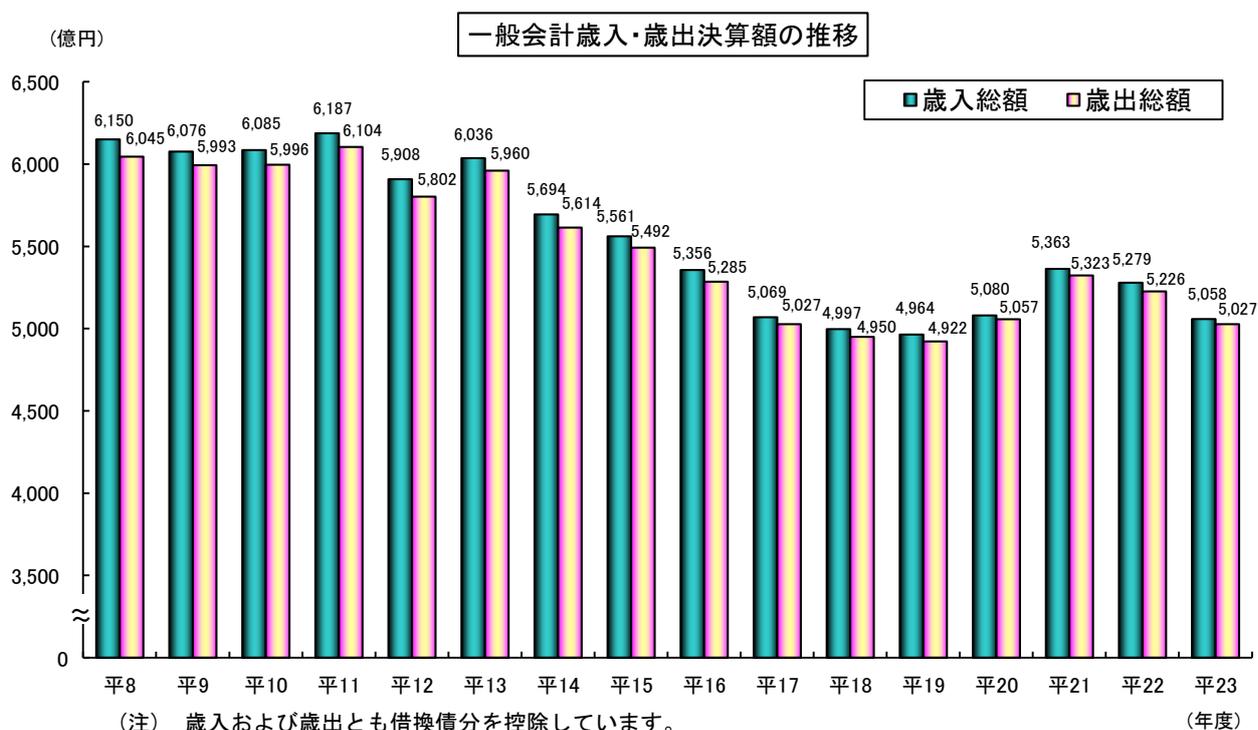
#### ○歳入決算額

県税は、企業収益の回復により法人二税が増収となったほか、軽油引取税等が前年度を上回りましたが、不動産取得税や地方消費税等が減収となったことから、総額としてはほぼ前年度並の水準となりました。

また、地方交付税は、全国総額が増額されたこと等により増加しましたが、一方で、国の経済対策に伴う国庫支出金が減少したほか、臨時財政対策債の減により、県債も減少したことなどから、歳入決算額は前年度に比べ221億638万5千円減少し、5,057億5,643万3千円となりました。

#### ○歳出決算額

「滋賀県行財政改革方針」に基づき、事業費の削減や人件費の抑制に努める一方、引き続き、国の経済対策に伴い制度化された交付金や基金を活用して、各種の経済対策関連事業に取り組みました。歳出決算額は、平成22年度に大幅に増加した財政調整基金や県債管理基金等への積立金が減少したことなどにより、前年度に比べ198億9,433万5千円減少し、5,026億9,672万5千円となりました。



## (1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、30億5,970万8千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、10億1,751万5千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると8.3%の増となり、平成23年度単年度の収支額は、7,760万6千円のプラスとなっています。

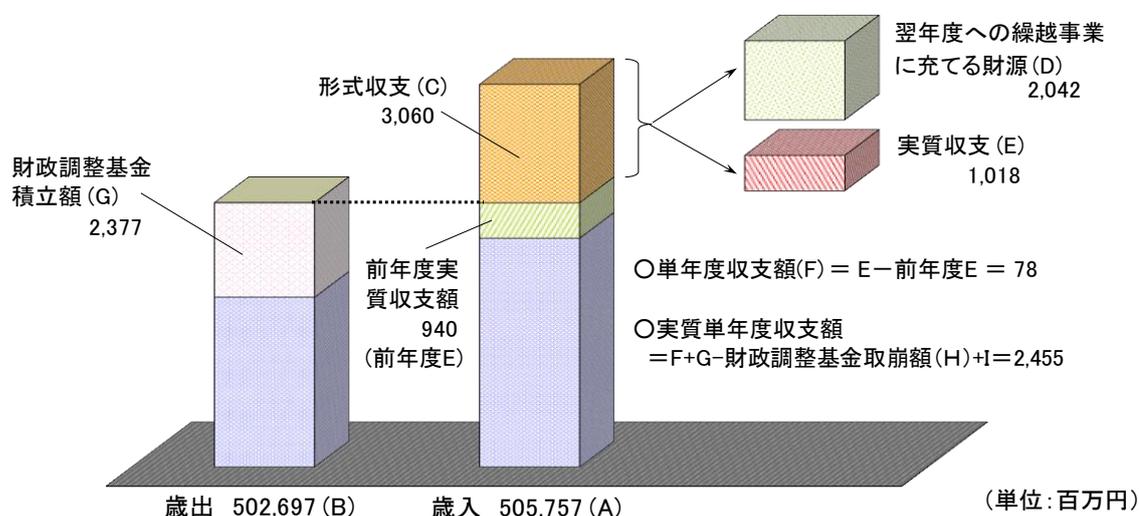
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、24億5,462万3千円のプラスとなっています。

### ●平成23年度一般会計決算

(単位：千円・%)

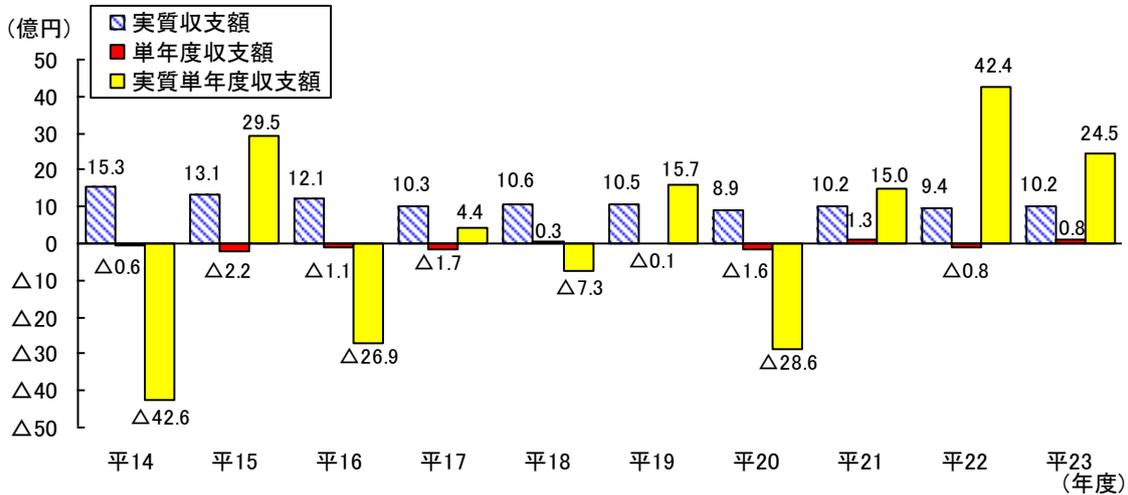
区 分	平成23年度		平成22年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	505,756,433	95.8	527,862,818	98.4
歳出総額 B	502,696,725	96.2	522,591,060	98.2
歳入歳出差引額 (A-B) C	3,059,708	58.0	5,271,758	132.6
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,042,194	47.1	4,331,849	146.6
(内訳) 繰越明許費	2,042,194	47.3	4,321,828	147.0
事故繰越	—	皆減	10,021	59.6
支払繰延	—	—	—	—
実質収支額 (C-D) E	1,017,515	108.3	939,909	92.1
単年度収支額 (E-前年度のE) F	77,606		△ 80,584	
財政調整基金積立額 G	2,377,017	45.8	5,186,265	377.9
財政調整基金取崩額 H	—	皆減	1,382,541	皆増
地方債繰上償還額 I	—	皆減	520,821	皆増
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	2,454,623		4,243,961	

### 【平成23年度収支の状況】



収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。なお、平成23年度は、3年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移



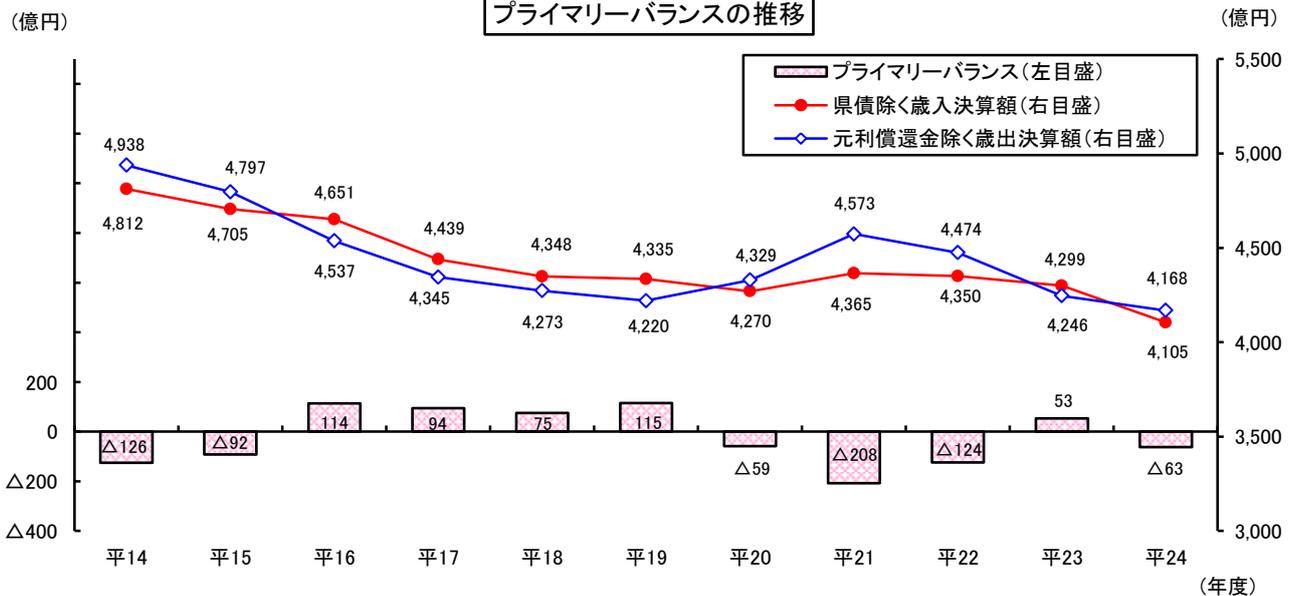
プライマリーバランス\*は、平成2年度以降、平成12年度を除き、マイナスの状態が続いていました。その後、平成14年度に「財政構造改革プログラム」を策定し、投資的経費の抑制等の取り組みを進めた結果、県債の発行額が減少し、平成16年度決算からプラスに転換しました。

平成20年度以降は、経済情勢の悪化による県税収入の減を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借金している臨時財政対策債の増加などにより、再びマイナスに転じましたが、平成23年度は臨時財政対策債の減少等によりプラスとなりました。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

\*プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の収支差

プライマリーバランスの推移



(注) 平成23年度までは決算額、平成24年度は9月補正後予算額です。

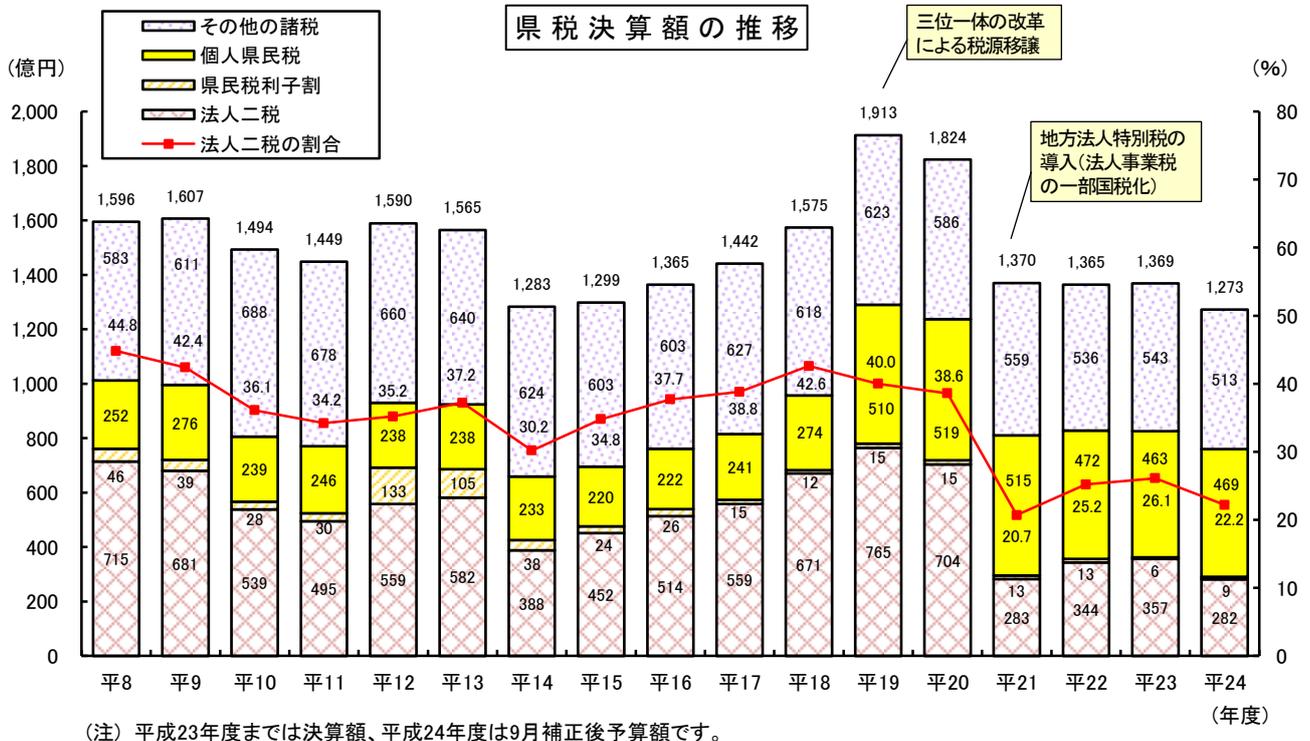
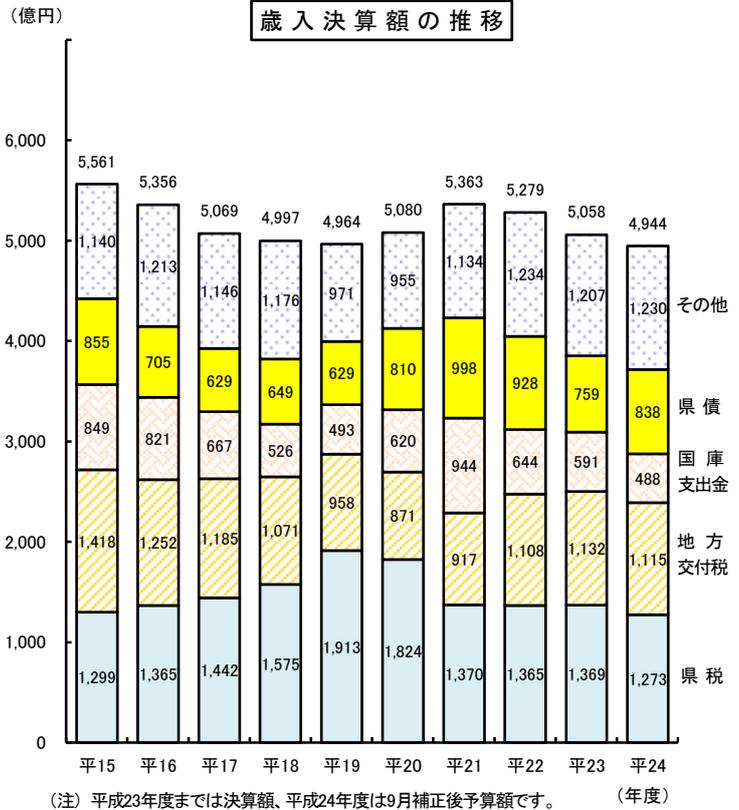
## (2) 歳入決算額

### ○県税

平成23年度の我が国の経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートになりました。その後、復旧・復興努力を通じ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は、急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化により、景気の持ち直しは緩やかなものとなりました。

本県では、法人二税が企業収益の回復により357億4,001万5千円と前年度に比べ13億1,131万円、3.8%の増となりましたが、不動産取得税が5億701万3千円、13.3%の減となったのをはじめ、その他の税目でも、減収となるものがありました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、3億8,866万7千円、0.3%増の1,369億2,511万2千円となり、ほぼ前年度並みの水準となりました。



○地方譲与税

地方法人特別譲与税が増加したことなどから、前年度に比べ 13 億 4,268 万 9 千円、7.7%増の 187 億 8,455 万 6 千円となりました。

○地方交付税

普通交付税において、法人二税を中心に基準財政収入額が増加したものの、臨時財政対策債への振替額がそれ以上に減少し、交付額が増加したほか、特別交付税も東日本大震災関連経費等が増加したことから、地方交付税額は、前年度に比べ 23 億 5,504 万 9 千円、2.1%増の 1,131 億 6,495 万 4 千円となりました。

○国庫支出金

前年度の国補正予算に伴う交付金の減や補助公共事業費の減などにより、前年度に比べ 53 億 1,792 万 5 千円、8.3%減の 590 億 9,997 万 2 千円となりました。

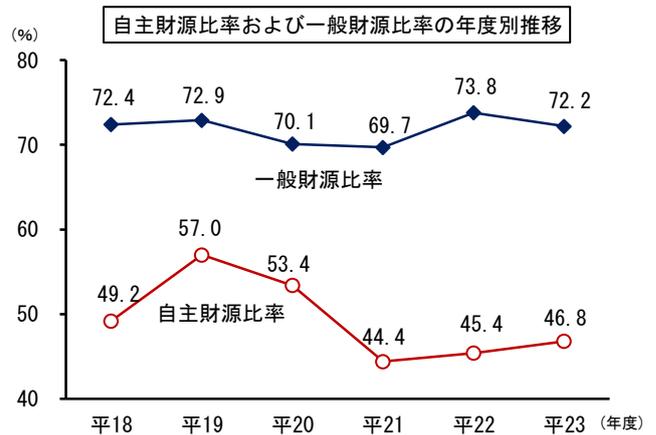
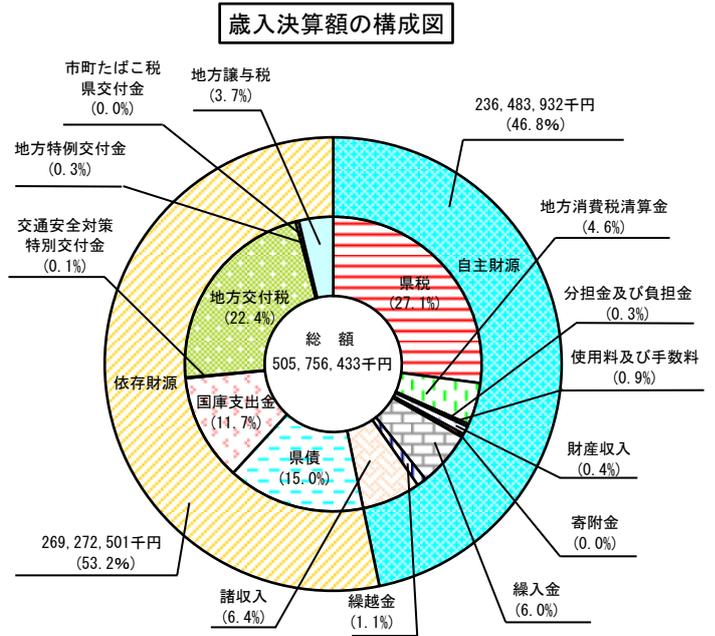
○県債

地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ 159 億 5,440 万円、24.1%と減少したことに加え、臨時財政対策債以外の県債も 9 億 6,400 万円、3.6%の減となったことから、全体では 169 億 1,840 万円、18.2%減の 758 億 9,490 万円となり、2 年連続で前年度を下回りました。

○一般財源比率と自主財源比率

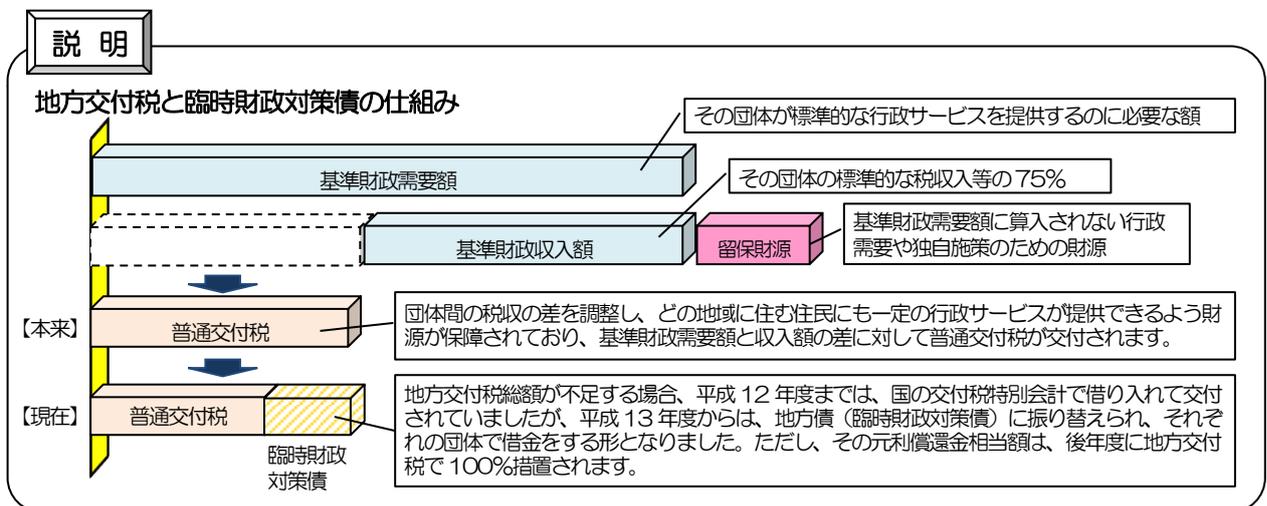
県税および地方交付税が前年度に比べ増加したものの、臨時財政対策債が減少したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度に比べ 1.6 ポイント低下し、72.2%となりました。

また、自主財源である県税がほぼ横ばいの中、依存財源である国庫支出金や県債などが減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、1.4 ポイント上昇し、46.8%となりました。



付表 第1表 平成23年度一般会計歳入決算状況 → 59ページ

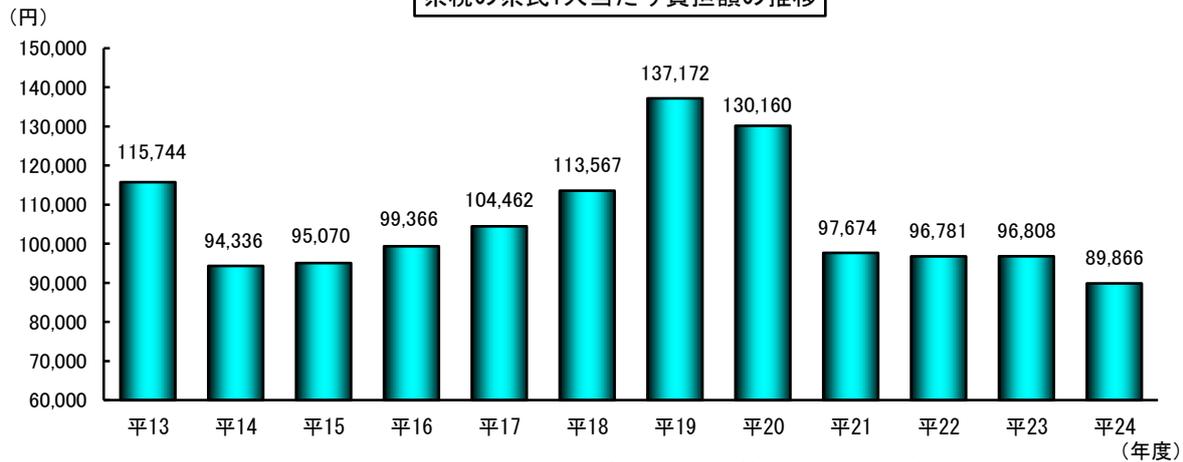
第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 59ページ



## 県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県民1人あたりに換算すると、平成23年度決算額で96,808円となります。法人二税において企業収益の回復により増収となる一方で、不動産取得税や地方消費税等が減収となったため、ほぼ前年度並みの水準となっています。

県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成24年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度および平成22年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、平成14年度に3%程度の水準となって以降、少しずつ上昇してきましたが、経済情勢の悪化に伴う県税収入の減により、平成21年度に大きく低下しました。平成23年度は3.15%と、前年度とほぼ同程度となっています。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成24年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成21年度までは平成21年度滋賀県民経済計算によるもので、平成22年度および平成23年度は回帰分析による見込値、平成24年度は平成23年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成22年度～平成24年度県税収入状況 → 60ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 61ページ

### (3) 歳出決算額

国の経済対策関連の基金を活用し、引き続き、経済・雇用対策や医療、子育て支援等の施策に取り組む一方、新たに策定した「滋賀県行財政改革方針」に基づき、収支改善に向けた取り組みを着実に実行しました。歳出規模は、基金への積立金の減などにより、平成22年度に引き続き、2年連続で前年度を下回りました。

#### 目的別決算額

■目的別に見ると、国の経済対策関連の基金事業である地域医療再生臨時特例基金への積立金や緊急雇用創出事業費の増などにより、前年度に比べて健康福祉費で5.9%、商工観光労働費で3.2%、警察費で2.0%、政策調整費で1.3%それぞれ増加しています。一方、総務費で33.3%、農政水産業費で20.7%、土木交通費で18.7%、県民文化生計費で8.5%それぞれ減少しています。

■決算額の構成比は、教育費が全体の25.2%（前年度24.2%）を占め、以下、健康福祉費17.8%（同16.2%）、公債費15.5%（同14.4%）、土木交通費8.9%（同10.5%）と続いています。

#### ○総務費

財政調整基金および県債管理基金への積立金や滋賀県公共投資臨時交付金の減少などにより、132億4,216万9千円、33.3%の減となりました。

#### ○琵琶湖環境費

滋賀県造林公社経営改善資金貸付金の減少などにより、11億3,240万2千円、5.7%の減となりました。

#### ○健康福祉費

地域医療再生臨時特例基金への積立金や災害拠点病院等耐震化施設整備費補助金の増加などにより、49億4,443万1千円、5.9%の増となりました。

#### ○商工観光労働費

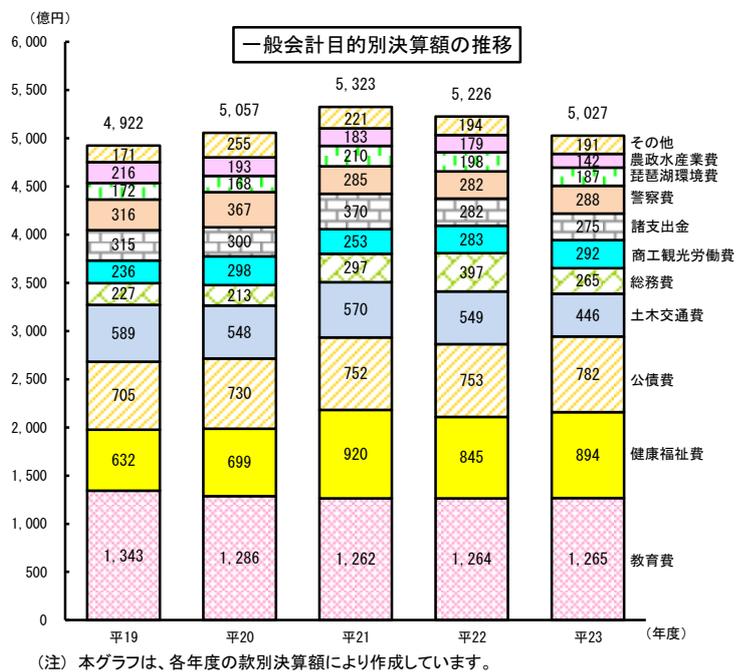
緊急雇用創出事業費の増加などにより、9億606万5千円、3.2%の増となりました。

#### ○農政水産業費

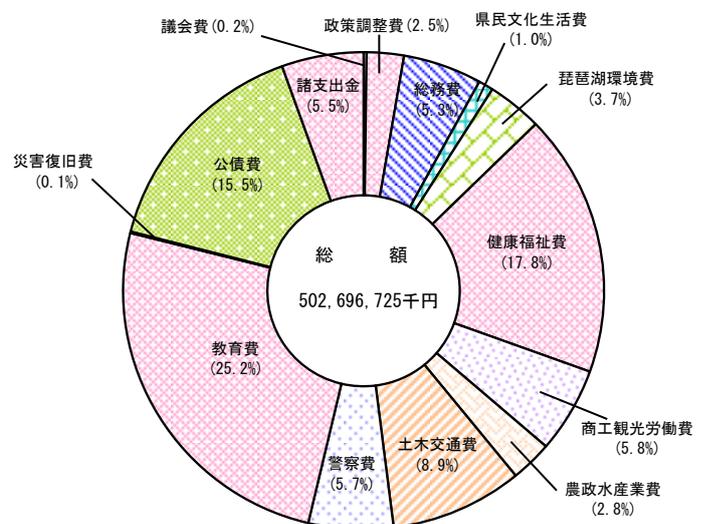
国営土地改良事業費負担金や土地改良公共事業費の減少などにより、37億806万2千円、20.7%の減となりました。

#### ○土木交通費

道路や河川などの公共事業費や国直轄事業負担金の減少などにより、102億6,959万円、18.7%の減となりました。



歳出決算額の目的別（款別）構成図



## 性質別決算額

- 義務的経費については、扶助費および公債費が増加したことから、前年度に比べ1.2%の増となるとともに、歳出決算規模が前年度に比べ縮小する中、構成比も、前年度に比べ2.5ポイント上昇して51.0%となり、財政が硬直化した状況が続いています。
- 投資的経費については、滋賀県公共投資臨時交付金や公共事業費、国直轄事業負担金の減少などにより、前年度に比べ14.5%の減となりました。
- その他の経費については、補助費等や出資金などが増加したものの、積立金や貸付金などが減少し、前年度に比べ6.4%の減となりました。

### ○普通建設事業費

滋賀県公共投資臨時交付金や、道路や河川、土地改良等の公共事業費、国直轄事業負担金等の減少により、前年度に比べ103億7,712万3千円、14.7%の減となりました。

- ① 補助事業費： 滋賀県公共投資臨時交付金や県営経営体育成基盤整備事業費の減少などにより、前年度に比べ30億336万円、7.3%の減となりました。
- ② 単独事業費： 道路事業費の減少などにより、前年度に比べ16億6,796万5千円、8.7%の減となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 国直轄道路事業費負担金の減少などにより、前年度に比べ52億4,134万1千円、56.6%の減となりました。

### ○人件費

地方公務員共済組合負担金が増加したものの、給与改定等により職員給与費が前年度に比べて減少したことなどから、5,982万円の減となりました。

### ○貸付金

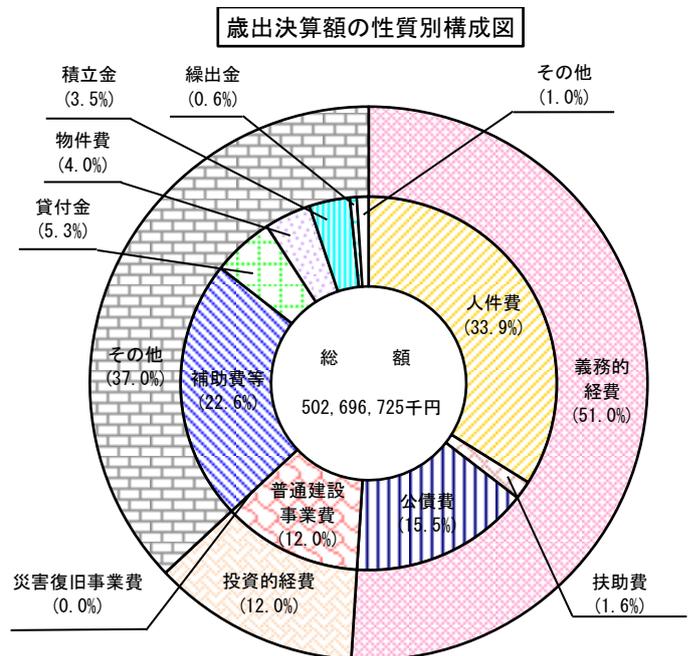
滋賀県造林公社経営改善資金貸付金や栗東市土地開発公社事業資金臨時貸付金の減少などにより、30億9,312万6千円、10.4%の減となりました。

### ○積立金

地域医療再生臨時特例基金への積立の増加があったものの、福祉・教育振興基金や財政調整基金等への積立が減少したことにより、104億7,305万8千円、37.2%の減となりました。

### ○物件費

緊急雇用創出事業や抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費の増加などにより、1億2,646万円、0.6%の増となりました。



## 特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 1,721 億 8,705 万 1 千円、歳出決算額は 1,695 億 361 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 26 億 8,343 万 8 千円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町の行う公共施設等の整備事業に対して、6,790 万円を貸し付けました。
母子および寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、291 件、1 億 4,659 万 4 千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、総額 3 億 5,931 万 4 千円の償還を受けました。
就農支援資金貸付事業等	農業後継者の育成を図るための資金として、5 件、2,775 万 6 千円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として 1 億 4,000 万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金 3 億 337 万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、939 億 5,337 万 4 千円の元利償還等を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として 65 億 7,204 万 8 千円を支出するとともに、汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に 496 億 5,105 万 1 千円を支出しました。そのうち、県民の福祉や教育の充実につながる諸事業の財源として、1,000 万円を一般会計に繰り出しました。

付表 第 7 表 平成 23 年度特別会計歳入歳出決算状況 → 63 ページ

## 普通会計決算の概要

### ○決算収支の状況

平成 23 年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて 221 億 5,502 万 6 千円減の 4,970 億 1,918 万 4 千円、歳出が 200 億 5,235 万 6 千円減の 4,922 億 84 万 8 千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて 1 億 1,708 万 5 千円増の 12 億 7,255 万 1 千円のプラスとなり、実質単年度収支は、24 億 9,410 万 2 千円のプラスとなりました。

### ●平成 23 年度普通会計決算

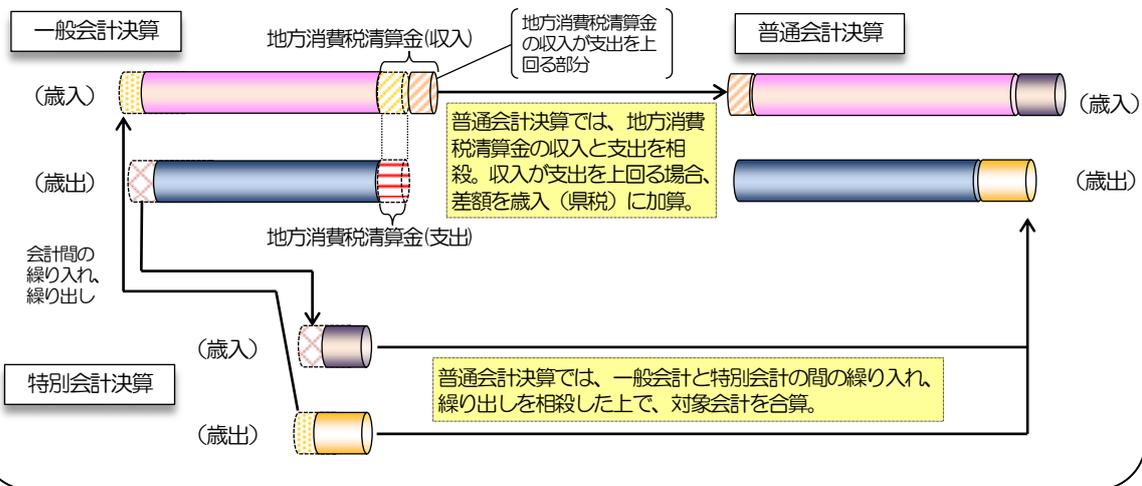
(単位：千円・%)

区 分	平成 23 年度		平成 22 年度	
	決 算 額	対前年度比率	決 算 額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	497,019,184	95.7	519,174,210	98.3
歳 出 総 額 B	492,200,848	96.1	512,253,204	98.0
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,818,336	69.6	6,921,006	127.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,545,785	61.5	5,765,540	131.1
実 質 収 支 額 (C-D) E	1,272,551	110.1	1,155,466	110.9
単年度収支額(E-前年度のE) F	117,085		113,123	
財政調整基金積立額 G	2,377,017	45.8	5,186,265	377.9
財政調整基金取崩額 H	—	皆減	1,382,541	皆増
地方債繰上償還額 I	—	皆減	520,821	皆増
実質単年度収支額(F+G-H+I)	2,494,102		4,437,668	

### 説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と 13 の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第 8 表 平成 23 年度普通会計歳入決算状況 → 63 ページ

第 9 表 平成 23 年度普通会計目的別歳出決算状況 → 64 ページ

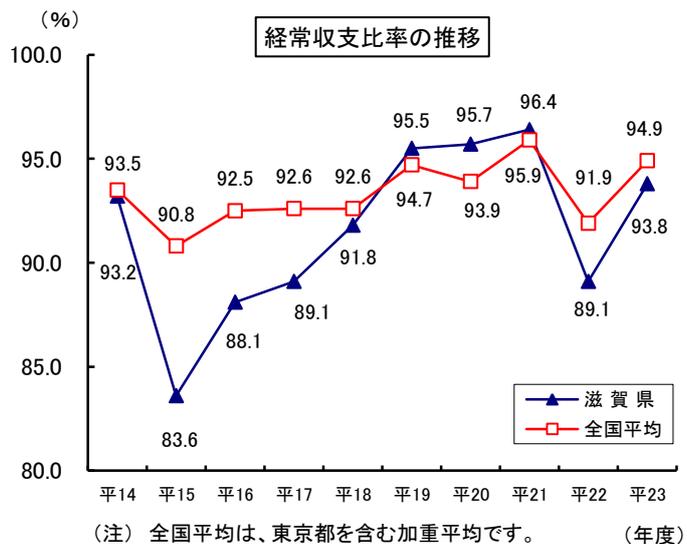
第 10 表 平成 23 年度普通会計性質別歳出決算状況 → 64 ページ

## 財政指標から見た滋賀県財政

《平成 23 年度普通会計決算による財政指標》		
	滋賀県	全国平均
経常収支比率	93.8%	94.9%
実質公債費比率	16.1%	13.9%
将来負担比率	229.4%	217.5%
財政力指数	0.536	0.465

### ○経常収支比率

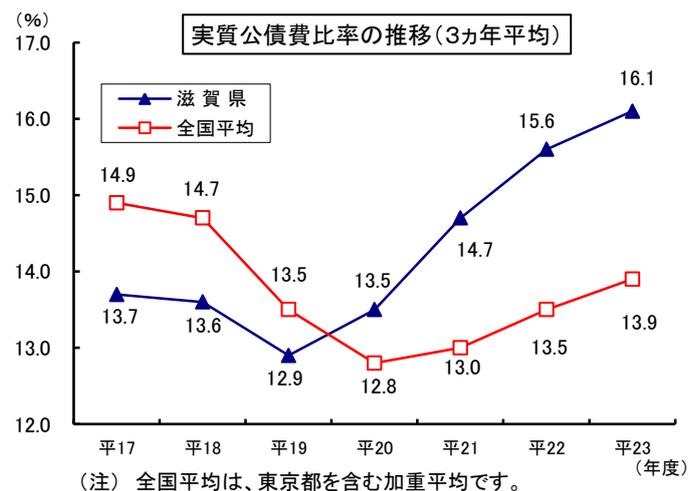
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



### ○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。これは、平成 18 年度から地方債の発行に際して協議制度が導入され、その基準として設けられたもので、この比率が 18%以上の団体は、地方債の発行に際しては国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成 20 年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



### 説明

#### 一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

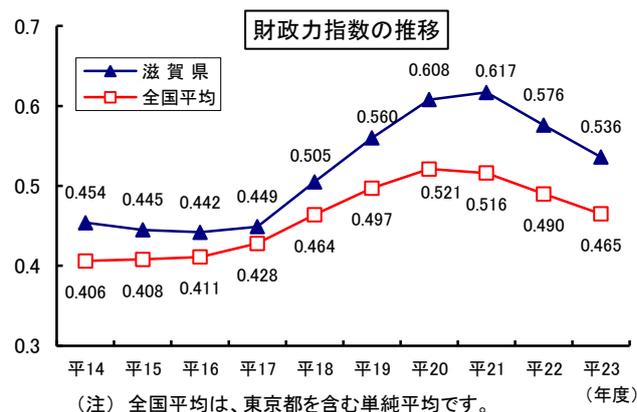
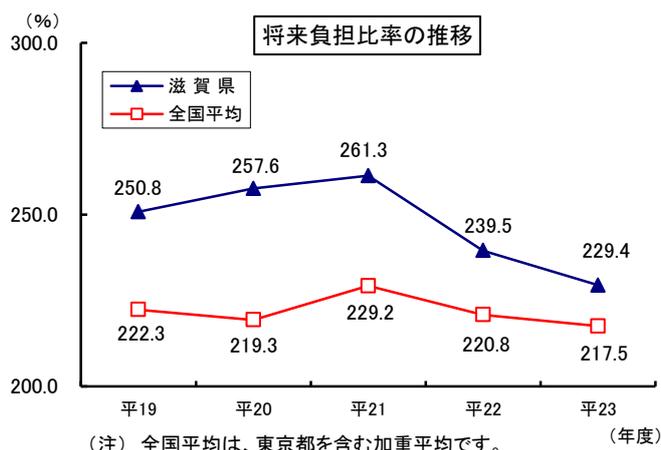
## ○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

## ○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税金等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



## (参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left( \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1/3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)

B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)

※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left( \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

・将来負担額：aからhまでの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

e = 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 連結実質赤字額

h = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：aからhまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$